



全私学連合事務局長会議

文部科学省

- ① **令和6年度以降の奨学金制度の改正**
- ② **企業による奨学金の代理返還制度**
- ③ **教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**
- ④ **「高等教育の修学支援新制度」の予約採用者に対する入学金等の取扱調査について**

令和5年4月17日(月)

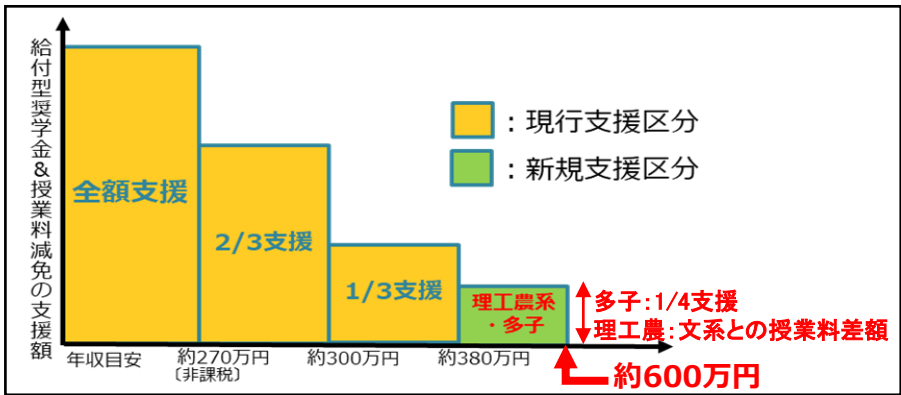
文部科学省高等教育局 学生支援課

安心して子どもを産み育てられるための奨学金制度の改正（令和6年度～）

教育未来創造会議第一次提言（令和4年5月）・骨太方針2022（令和4年6月）を受けた制度改正

1. 学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、**子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大**。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



<支援対象>

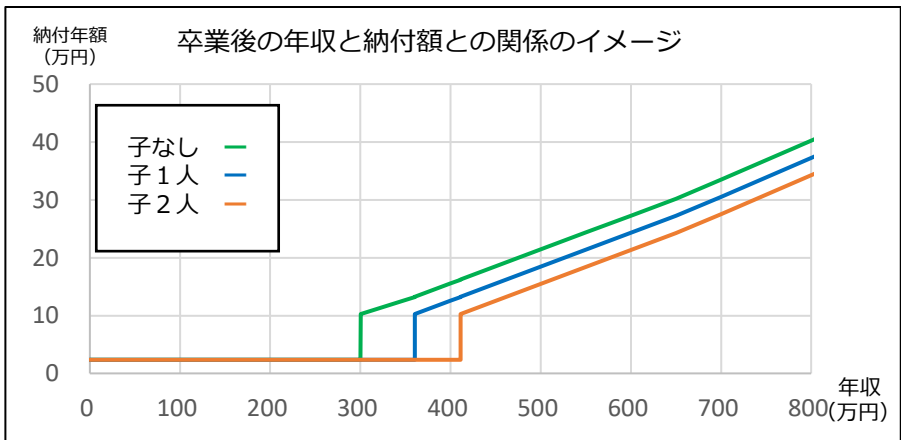
- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**（モデルケース）まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

<支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
 - ・理工農系支援：文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

2. 大学院生（修士段階）向け 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

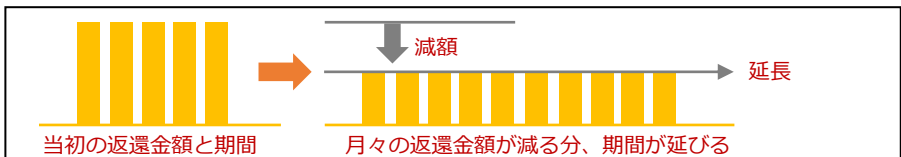
- ・国立について、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる年収基準：**300万円程度**
 - ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の**9%**を納付
 - ・ただし、扶養する子について、独自の扶養控除を創設
→子供が2人いれば年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない
- ※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする
※ ①令和6年秋入学者及び②修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

3. 奨学金を返還している方向け 貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。また、子育て時期の経済的負担に配慮した更なる対応について引き続き検討を進める。

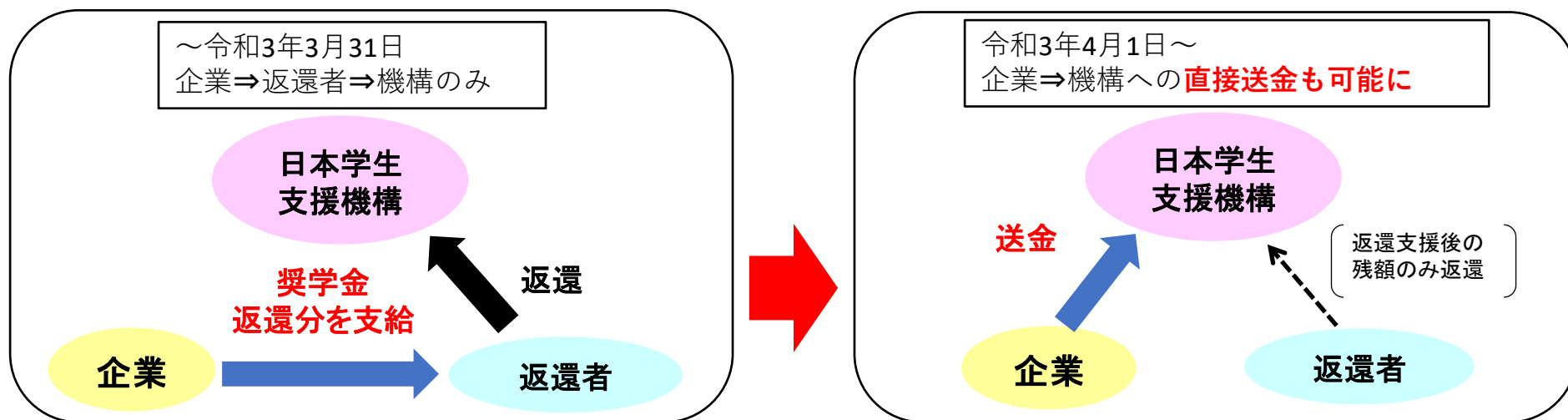


- ・利用可能な年収上限の引き上げ（本人年収325万円以下 → **400万円以下**）
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

日本学生支援機構貸与型奨学金 企業による奨学金の代理返還制度

- 令和3年4月より、日本学生支援機構は、各企業が社員に対して実施している奨学金の返還支援（代理返還）について、各企業からの直接送金を受け付けることとした。
- 制度開始直後の令和3年4月には65社が本制度に登録し、45人が支援対象となったが、令和5年3月末の時点で、733社まで拡大し、令和3年度には813人、令和4年度には1,708人に支援を行っている。

1. 制度の概要



2. 本制度を利用する場合（企業から機構へ直接送金すること）の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得る

返還者にとって、返還額が自身の通常の給与と区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額の所得税は非課税になり得る。

(※) 返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

②【法人税】

給与として損金算入が可能

企業にとって、返還支援に充てる経費は、使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入が可能。

③【法人税】

賃上げ促進税制の対象

賃上げ促進税制の一定の要件を満たす場合には法人税の特別控除の適用が可能。

(※) 賃上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%（中小企業の場合40%）を税額控除

*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

④【社会保険料】

標準報酬月額の対象外

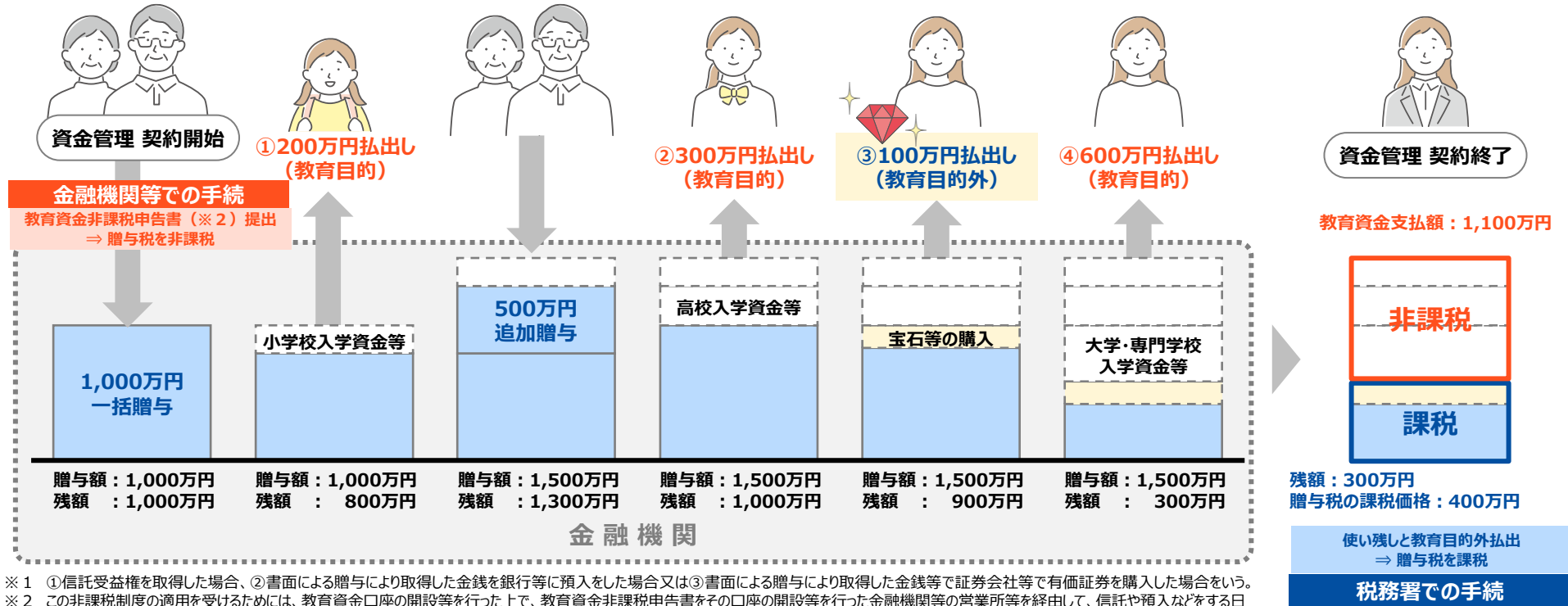
代理返還した返還金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象とはならない。

(※) 給与規程等で給与に代えて払われている場合には、「報酬」に含まれる。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（教育資金贈与信託）

概要

30歳未満の方が、直系尊属（祖父母など）から、金融機関等との一定の契約に基づき（※1）、**教育資金**に充てるため贈与を受けた場合、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出（※2）することにより、**1,500万円**までの金額に相当する部分の価額については、**贈与税が非課税**となります。（平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間の特例）



- ※1 ①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合をいう。
- ※2 この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書をその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出等しなければならない。（教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされる）

● 教育資金贈与信託の実績（令和4年3月末時点）

- 制度創設から令和4年3月末までで累計で**契約件数約25万件**、**信託財産設定額は約1.9兆円**。
- 教育資金としての払出額は**約8千5百億円**。
- 令和3年度の**新規契約は約9千件**。

● 制度利用者の声

- 信託協会が実施した調査によると、本制度がなかった場合、「**進学等を諦めた**」と回答した割合は**約3割**。
 - そのほか、信託協会が実施した調査において
 - ・まとまった金額で使途が教育に限られることが、**子供の可能性を広げるために積極的に利用しよう**という思考に繋がった。
 - ・お金に余裕ができたので、**子供と一緒にいられる時間ができた**。
- などの声も寄せられている。

「高等教育の修学支援新制度」の予約採用者に対する入学金等の取扱調査について

高等教育局学生支援課
高等教育修学支援室

課題・背景

文部科学省では、真に支援が必要な低所得世帯の学生等に対しては、入学金等の減免も含めて進学を後押ししていることから、特に新制度の予約採用者については、可能な限り入学金等の納付期限の猶予などの配慮をお願いしているところ、新制度の予約採用者に対して、どのような対応を実施しているのかアンケート調査を実施したい。

調査手法

調査手法: Microsoft Formsを利用したアンケート調査
調査学校: 私立の大学、短大、高等専門学校、専門学校
調査期間: 令和5年4月中旬から2週間程度

調査項目

- 高等教育の修学支援新制度の予約採用者が進学する際、入学金や前期分授業料の減額・免除をどのように取り扱っているのか。
 - (1)一旦全額を学校へ納付し、後日、減免額の還付を実施
 - (2)減免後の額を学校へ納付する(全額免除で支払っていない場合も含む)
- (1)の場合、一旦全額を学校へ納付することを求めている主な理由は何か。
 - ・学校法人等の資金繰りが厳しいため
 - ・入学意思の確かさを確認するうえで必要なため
 - ・特段の理由もなく、従前のやり方で実施している
 - ・その他
- (1)の場合、例えば、
 - ・資金繰りの課題については、授業料等減免費交付金による概算払いを早期に実施
 - ・入学意思の確認の課題については、入学前に新制度利用予定の学生に1枚のみのクーポンを発行し、進学先にクーポンを提出することで入学意思を確認といったことで入学金等を全額納付することなく猶予が可能となるか。